

○ 愛知県都市職員共済組合保養所職員の給食に関する要綱

(平成10年要綱第1号)

改正 平成15年2月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第6号）第45条第2項の規定に基づき、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の保養所に勤務する職員（以下「保養所職員」という。）に提供する食事（以下「給食」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(1日の給食の回数)

第2条 1日の給食の回数は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 保養所施設の敷地内に併設されている付属棟（以下「独身寮」という。）に居住する者 朝食、昼食及び夕食を提供する。

(2) 前号に掲げるもの以外の者 次のイ、ロ又はハに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる食事を提供する。

イ 午前7時前から勤務することを割り振られている職員 朝食

ロ 午前11時から午後1時までの間が勤務時間の一部として割り振られている職員 昼食

ハ 午後6時以後が勤務時間の一部として割り振られている職員 夕食

2 前項に掲げる職員は、給食が必要でないときは、前日までに支配人が定めるところにより届け出なければならない。

(平15.2.27・一部改正)

(給食の調理)

第3条 給食の調理は、保養所職員が行う。この場合において、保養所職員は、各部門の繁閑の度を斟酌して相互に協力して行わなければならない。

(給食のメニュー)

第4条 給食のメニューの決定は、保養所職員が相互に協力して行わなければならない。

(給食費の徴収)

第5条 組合は、給食を受けた保養所職員から給食費を徴収するものとする。

2 前項の給食費は、1食につき、200円とする。

3 保養所職員は、月の初日からその月の末日までの分の給食費を翌月の末日までに支払わなければならない。

4 前項に規定する支払いは、給与からの控除により行うことができるものとする。

5 第2条第2項の規定による届出がなかったときは、給食を受けたものとして、その分の給食費を支払わなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、事務局長が別に定める。

愛知県都市職員共済組合保養所職員の給食に関する要綱

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の給食については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月27日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。